

鎌倉静山荘
特定施設入居者生活介護
運営規定

一般財団法人 友愛会

介護付有料老人ホーム 鎌倉静山荘

鎌倉市津西1丁目24番15号

鎌倉静山荘 特定施設入居者生活介護 運営規定

第1条 事業の目的

この規定は、一般財団法人友愛会（以下 事業者という）が設置する特定施設入居者生活介護事業所「鎌倉静山荘」（以下 施設という）の運営を行うにあたり、事業の運営について重要な事項を定めたものであり、事業者はこの運営規定（以下 本規定という）にしたがって事業の円滑な運営を行うとともに、利用者が施設においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう支援することを目的とします。

第2条 運営方針

事業者は、介護保険制度による要介護認定を受けた利用者に対し、食事、入浴、排泄等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練協力医療機関等と連携した療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した生活を営むことが出来るように支援します。

- 2 事業者が提供する特定施設入居者生活介護は、介護保険法令及び厚生労働省通知の内容に沿ったものとします。
- 3 事業者は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に沿ったサービスの提供に努力し、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
- 4 事業者は、サービスを提供するにあたって、個別の特定施設サービス計画を作成し、利用者の同意のもとに実施します。
- 5 事業者は、利用者の個人情報の取り扱いについてその利用目的を示し、予め本人の同意を得るものとし、その管理については法令に準拠するものとします。

第3条 従業員の職種、員数及び職務内容

施設に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は以下に掲げる各号の通りとします。

(1) 管理者 1名

管理者は、従業員間の円滑な意思疎通、利用者に対するサービスの質的確保等について、総合的な指揮監督を行います。

(2) 生活相談員 1名

生活相談員は、専門的な援助を必要としている利用者に対し、個別事情に即した日常生活全般についての課題の解決や緩和のための助言、及び支援を行います。

(3) 看護職員 1名以上（総利用者数30人超の場合は常勤換算2名以上）

看護職員は、病気治療の介助、健康維持への助言、病気の予防等の療養上の世話等を行います。

(4) 介護職員 1名以上（1名は常勤、利用者数に応じて常勤換算配置）
介護職員は、介護サービス等の提供にあたります。

(5) 計画作成担当者 1名
計画作成担当者は、利用者またはその家族の希望、若しくは解決すべき課題に基づき、他の従業者と協議の上、①サービスの目標、②達成時期、③サービスの内容、④提供する上での留意点、等を盛り込んだ特定施設サービス計画を作成します。

(6) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、利用者の基本的動作能力の維持を図るため、治療体操その他の運動を行わせ、マッサージ等の物理的手段を加えます。

第4条 入居定員及び居室数

施設の入居定員及び居室数は次の通りとします。

入居定員 44名 居室数 41室

第5条 特定施設入居者生活介護の種類及び内容

別に定める「介護サービス等の一覧表」の通りとします。

第6条 利用料及びその他の費用

概要は次の通りとし、詳細は巻末の料金表に記載します。

[入居金]

平成26年7月1日改定

算定根拠：老人福祉法第29条および厚労省通達に基づく前払家賃として算定
計算方法：初期償却＋（想定居住期間×1ヵ月当たり単価）＝総額
費用設定：936,000円～6,552,000円

[保証金]

①40万円 ②60万円 ③100万円のいずれか

[月額利用料]

基本料金	212,250円	居室利用料・管理費・食費・光熱水費で定額
1階居室	194,000円	
夫婦居室	323,030円	
入居金無し	上記＋40,150円×人数	

2 詳細な利用料

月額利用料の内訳や、介護サービス等の利用料及びその他利用者が負担する費用は、重要事項説明書および別に定める「介護サービス等の一覧表」の通りとします。

第7条 居室移動の条件及び手続き

利用者の居室を変更する場合の条件及び手続きについては、「特定施設入居者生活介護利用契約書」第5条の規定によるものとします。

〔居室住み替えの場合〕

居室の住み替えが必要となった場合には、「特定施設入居者生活介護利用契約書」第5条の規定に従い、医師の意見を聴くほか、一定の観察期間を設けた上で、変更後の居室の概要、提供サービスの内容、費用負担の増減等について利用者への説明及び意思確認を行い、併せて「鎌倉静山荘入居契約書」の契約者の同意を得るものとします。

第8条 利用にあたっての留意事項

「鎌倉静山荘管理規定」に定める通りとします。

第9条 緊急時等における対応

利用者の心身の状況に異変その他の緊急事態が生じた時は、介護職員および看護職員等が対応するとともに、必要に応じて医師または協力医療機関と連携を取り適切な対応を行います。

2 医療対応

緊急医療を要する場合には、協力医療機関または利用者が選択する医療機関において治療を受けて頂くこととなります。費用については利用者負担となります。

第10条 非常災害対策

非常災害が発生した場合、鎌倉静山荘防災計画に従い、利用者の避難等について適切な対策を講じます。

2 定期訓練等

非常時に備え、定期的に地域の消防署等と連携を図り、避難訓練等を行います。

3 設備

スプリンクラー、自動火災報知機、避難階段、誘導灯等の防災設備は法令に準拠しています。

第11条 その他運営に関する重要事項

その他運営に関する重要事項として、「特定施設入居者生活介護利用契約書」において事業者の守秘義務、損害賠償義務、苦情処理等について規定し、これらに沿った対応を行います。

この規定に定める事項のほかに、特定施設入居者生活介護の提供について重要な事項が生じた場合には、事業者はその適切な対応を図り、利用者保護の立場に立って問題の解決に当たります。

問題の対応策または対応結果については、運営懇談会等において説明し、利用者の理解を得るよう努めます。

制定 平成 17 年 4 月 1 日

改定 平成 19 年 5 月 1 日

改定 平成 24 年 1 月 1 日

改定 平成 26 年 7 月 1 日